

# 群馬シニア60サッカーリーグ運営要項

## 総 則

- 第1条 このリーグは、群馬県シニア60サッカーリーグという。
- 第2条 このリーグは、(公財)日本サッカー協会の規定に基づき、(公社)群馬県サッカー協会の統括を受ける。
- 第3条 このリーグの運営は、別に定める運営委員会にて行う。
- 第4条 このリーグの事務局は、群馬県シニアサッカー連盟の事務局長宅に置く。

## 目 的

- 第5条 このリーグは、生涯スポーツであるサッカーを通じて、加盟各チームの親睦を深めると共に地域の活性化を図り、サッカー競技の普及・発展に努めることを目的とする。

## 組 織

- 第6条 このリーグは、群馬県シニアサッカー連盟に登録された会員により構成されたチームで組織する。

## 運営及び役員

- 第7条 このリーグを円滑に運営するため、下記、役委員で構成する運営委員会を設ける。
1. 運営委員長 1名
  2. 副運営委員長 1名
  3. 会計 1名
  4. 運営委員 若干名
- 第8条 運営委員は加盟各チームより選出された 2名と、群馬県シニアサッカー連盟より選出された役員で組織する。
- 第9条 運営委員長はリーグ運営を総括する。副運営委員長は運営委員長を補佐し運営委員長に事故ある時は代行する。会計は運営委員長並びに副運営委員長の補佐し会計経理を行う。
- 第10条 役員任期は2年間とする。但し再任は妨げない。

## 会 議

- 第11条 運営委員会は、次の事項を審議・決定する。
1. 役員推挙並びに選出に関する事。
  2. リーグの日程の立案並びに実施に関する事。
  3. 予算並びに決算に関する事。
  4. 賞罰の裁定に関する事。
  5. 本要項並びに諸規定の制定・改廃に関する事。
  6. その他の決議を要する重要事項の審議。
- 第12条 運営委員会は必要に応じて運営委員長が招集し議長を務める。但し、運営委員の過半数以上から請求があつた時は、これを召集しなければならない。
- 第13条 決議事項は運営委員の2/3以上の可否をもって成立する。

## 運営費

第14条 このリーグに参加するチームは参加費を指定する口座に納入する。

第15条 このリーグの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終了する。

第16条 このリーグの収入は、次の通りとする。

1.参加費 2.補助金 3.寄付金 4.その他の収入

第17条 このリーグの支出は、次の通りとする。

1.会場費 2.会議費 3.事務通信費 4.諸謝金 5.その他運営に必要な経費

## 選手資格

第18条-1 このリーグに参加できる選手は、(公財)日本サッカー協会に登録された選手であり、且つ、群馬県シニアサッカー連盟に登録された選手であること。

第18条-2 参加者は、あらかじめ健康診断を受けるなど、各自の健康は各自で責任を持つこと。  
なお、体調不良の場合は試合への参加を見合わせる事。

第19条 このリーグに参加できる選手の年齢は、リーグ開幕年度の4月1日時点で**満58歳以上**のものとする。

第20条 運営委員会はリーグ戦開始前に参加選手の資格認定を行う。

第20条-1 **(公財)日本サッカー協会が主催する関東大会及び全国大会への参加資格は、シニア登録者のみに限られる。**

第21条 選手の追加登録は、随時行えるものとする。但し、運営委員会の承認を得た後に試合に出場できる日程を決定する。

また、年度内のチーム間移籍は認めない。

## ユニフォーム

第22条 フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに正・副2組のユニフォームを試合会場に持参すること。

ユニフォームの色はあらかじめ対戦チーム間で決定し、主審の承認を得る。

両チームが譲らない場合は抽選により決定する。

## 日程及び組合せ

第23条 このリーグの日程は、毎年4月に開始し12月までに終了する。

第24条 このリーグは年間4回の総当たりのリーグ戦を行い、順位を決定する。

第25条 試合日程及び組合せは、運営委員会で決定する。

第26条 このリーグへ初めて参加するチームは、参加年度の前年12月までに連盟常任理事会の承認を得なければならない。

## 審判委員

第27条 このリーグの審判員は、当該チーム以外の第三のチームが行うものとし、主審・副審・第4審は有資格(出来れば3級以上)とする。

第28条 審判員(主審・副審・第4審)は審判服を着用する。

第29条 審判手当は主審・副審・第4審を含め、5,000円/回とする。

## 表彰

第30条 全日程終了ご、その成績により表彰する。

チーム表彰

1.優勝 2.準優勝 3.第三位 4.フェアプレイ賞

個人表彰

1.最優秀選手 2.得点王 2.優秀選手

## 試合

第31条 リーグ開催年度の(公財)日本サッカー協会競技規則を適用する。

第31条-1 高温高湿時の試合開催は、(公財)日本サッカー協会よりの通達に準じ決定する。

第32条 試合時間は、40分(20分ハーフ)とする。

第33条-1 選手交代は、随時行えるものとし、一旦退場した選手の再出場は認めるが、再々出場は認めない。但し、負傷退場により11人に満たなくなった場合は再々出場を認める。

第33条-2 試合においてベンチ入場できるものは、2016年プログラムエントリー用紙にて認められた役員及び登録選手に限る。

## 順位の決定

第34条 順位は勝点の多い順で決定する。

1.勝ち…3点 2.引き分け…1点 3.負け…0点

4.不戦勝…3点 5.不戦敗…0点

不戦勝・不戦敗の得点は 5-0 とする。

第35条 勝点で順位が決定しない場合は、次のように順位を決定する。

1.得失点差 2.総得点 3.当該チームの成績 4.決定戦(1試合)

第36条 このリーグで優勝したチームは、翌年の「関東シニア60 サッカー選手権大会」への出場権を得る。

## 使用球

第37条 使用球は、重さ380g規格とし、両チームより1個ずつ持ち寄り、審判が決定する。

## 警告・退場

第38条 リーグ期間中に警告を累計2回受けた者は次の1試合に出場出来ない。

リーグ期間中に退場を受けた者は次の1試合に出場出来ない。

退場の理由によっては別に定める規律・フェアプレー委員会を招集し処分を検討する。

このリーグでの出場停止処分はこのリーグで消化するものとする。

但し、上位公式大会に出場の場合はJFA規定に準じる。

## 試合会場

第39条 試合会場は、このリーグに加盟するチームが確保する。

第40条 会場設営料は、1会場3,000円/回とする。但し、領収書のある場合は、実費を支給する。

## 附則

この運営要項は、群馬県シニア60サッカーリーグ運営委員会の承認を得ずに改廃することは出来ない。

- ① この運営要項は2013年4月1日より実施する。(第1回リーグ)
- ② この運営要項は2014年4月1日より実施する。(第2回リーグ)
- ③ この運営要項は2015年4月1日より実施する。(第3回リーグ)
- ④ この運営要項は2016年4月1日より実施する。(第4回リーグ)